

# 地域計画策定までの流れ

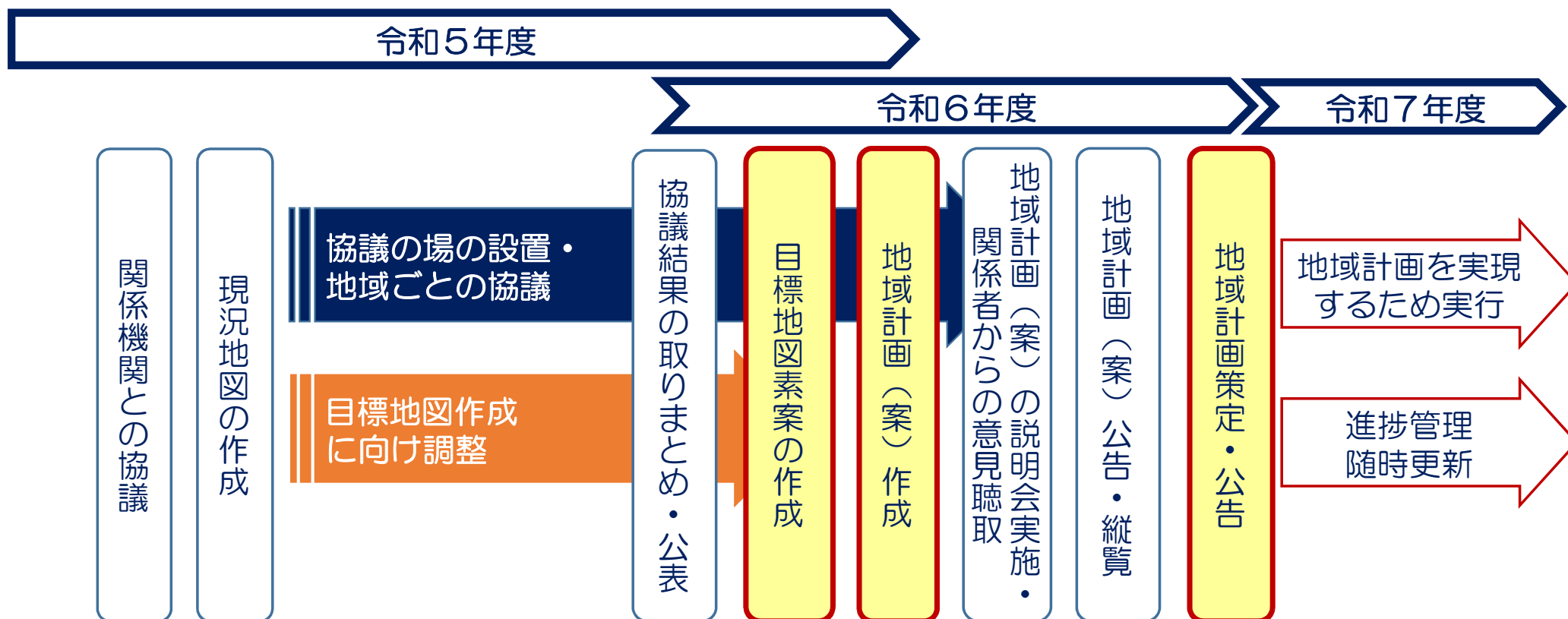
長野市農業振興審議会

令和5年7月18日

資料3

1

- 「地域計画」とは、10年後、地域の農業をどんな農業にしていきたいか、大切な農地を、どう守り、次の世代につないでいくかを農業関係者等で話し合い、目指すべき将来の農地利用の姿を明らかにする計画です。



# 地域計画策定に向けた地区での話し合い

## 1 話し合いを実施する地区単位

「実質化された人・農地プラン」を策定した時と同様に、33地区に分かれ話し合いを実施します。

## 2 話し合いの参加者

農業者、農業委員・最適化推進委員、農協、農業公社、  
県 農業農村支援センター、長野市など



## 3 話し合う内容

### (1) 地域計画の策定について

国で示された協議事項を話し合い、「地域計画」を策定します。  
ただし、協議事項には「実質化された人・農地プラン」で決定した事項が多数盛り込まれているため、現在の「実質化された人・農地プラン」をベースに策定します。

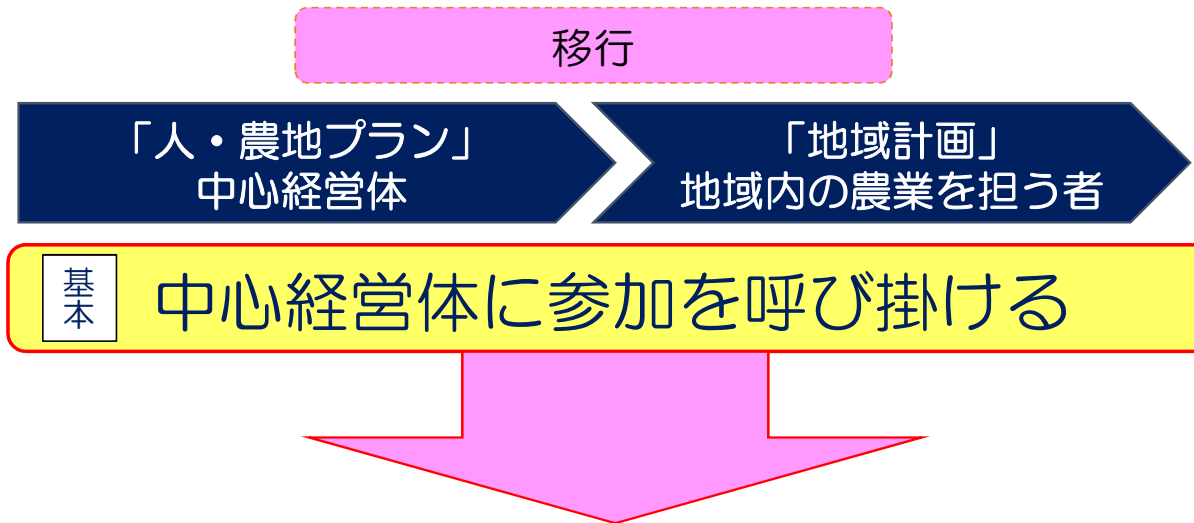
〇〇地区  
地域計画

### (2) 目標地図の策定について

現況地図を基に地区ごと協議を行い、農地所有者や中心経営体の意向を踏まえ、10年後の予定耕作者を示した「目標地図（素案）」を作成します。



## 協議の場への参加者



あらかじめ各地域の農業委員と個別に相談しながら、  
地域の実情に応じて、参加者を決める

- 例1：中心経営体の中から何人かを選任
- 例2：中心経営体＋認定農業者
- 例3：中心経営体＋区長＋住民自治協議会
- 例4：中心経営体＋地域の農業者＋地域の営農団体 など

## 住民周知

地域の農業者全てを集め協議することはできないため、協議の場の開始前後の時期を目途に、下記事項を回覧等により周知

- 地域農業の将来のあり方を明らかにする「地域計画」を、地域農業者等の協議により策定していくこと
- 地域農業者等全てを集め協議することはできないため、地域を代表し中心経営体等により協議すること
- 協議結果は今後公表すること 等

## 今後の流れ

地区調査会において、モデル地区（7地区）を選定し、8月下旬から先行して協議を進めていきます。

※モデル地区 北部（豊野地区） 西部（第一～第五地区、鬼無里地区） 中部（更北地区）  
南部（篠ノ井中央地区、大岡地区） 東部（若穂綿内地区）